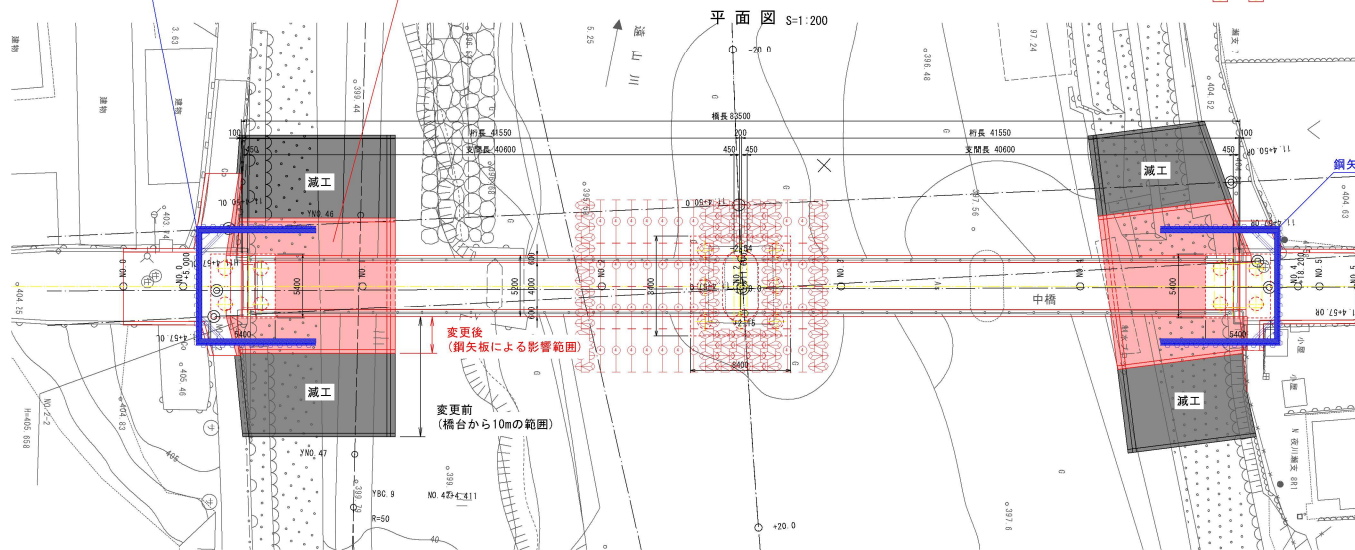
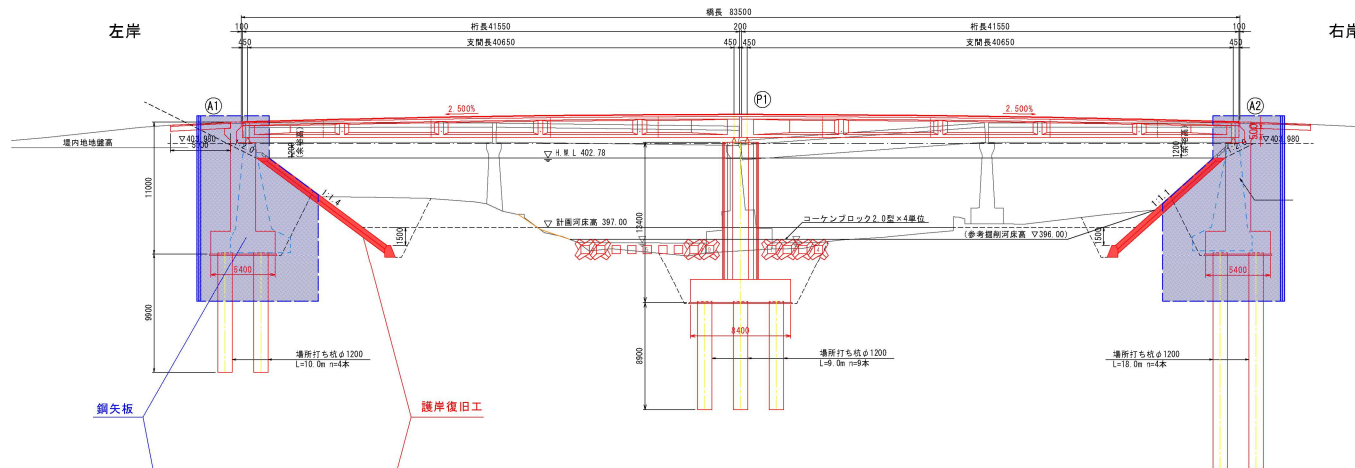


# 令和3・4年度 過年発生土木施設補助災害復旧事業 橋りょう架設工事 (市道1-5南信濃5号線 飯田市 南信濃 和田 中橋)

令和7年第1回定例会  
議案第36号 補足説明資料

中橋側面図  
(上流から下流を望む)



## ■ 工事概要

- ・復旧延長 L=98.1m
- 橋長 L=83.5m 幅員W=5.2m
- 上部工(PC2径間連結プレキャストT桁橋)L=83.5m
- 下部工(逆T式橋台) N=2基
- 橋脚工(重力式橋脚) N=1基
- 護岸復旧工 一式 根固めブロック工 N=58個
- 舗装復旧工 A=110m<sup>2</sup> 仮設工 一式

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| ■ 当初請負額    | 564,300,000円                       |
| ■ 第1回変更請負額 | 742,137,000円                       |
| ■ 第2回変更請負額 | 1,040,457,000円                     |
| ■ 第3回変更請負額 | 1,006,995,000円<br>( 33,462,000円 減) |

## ■ 事業費の変更

- ・河川管理者である長野県との協議により、護岸復旧工の面積等を減工した。

### <護岸工の減工について>

- ・通常、河川に橋梁を設ける際には、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ10m範囲の護岸を設置することが「河川管理施設等構造令施行規則 第31条」に定められている。前回変更時まではこれを考慮した護岸復旧計画となっていたが、河川管理者である長野県との協議により、災害復旧事業であるため、護岸の復旧については鋼矢板打ち込み(橋台を設置する際に必要)により取り壊す必要がある範囲のみとなり、ブロック積の面積を減工とした。